

真実を明らかにし、 切り拓く補償への道

忘れられた「福竜丸」以外

1954年3月～5月にかけてマーシャル諸島で米国が行った水爆実験により、太平洋で被ばくした漁船は第五福竜丸以外にも約1000隻にも及びます。しかし、1954年末の日米間の政治決着により、米国から「見舞金」200万ドルを支払われる一方、日本は賠償請求権を放棄しました。見舞金のほとんどが漁業の損失に当てられ、福竜丸以外の漁船員へ補償が行き渡ることはまれでした。多くの同僚が若くしてがんなどで病没していることに気づいても、なす術がありませんでした。

補償と実態解明を求めて

2000年以後、船員保険による福竜丸の船員への医療・遺族給付がされたことを受け、福竜丸以外の船員たちも船員保険の申請をしましたが、不認定とされ、2020年に処分取消を求め提訴。同時に、船員の米国に対する賠償請求権が政治決着で奪われたとして、提訴しました。現在、処分取消裁判は東京地裁、損失補償裁判は高知地裁で続いています。

核兵器禁止条約第6、7条は、核兵器の使用・実験の影響を受けた個人への援助協力をうたっています。日本は署名・批准はしていませんが、被ばく船員と遺族は、世界のヒバクシャとともに、禁止条約で定める権利の実現に向けて立ち上がっています。

ぜひ、署名にご協力をお願いします。

ビキニ被ばく船員東京訴訟（船員保険訴訟） 公正な判決を求める署名

ビキニ被ばく船員東京訴訟（船員保険訴訟）は、米国の水爆実験が撒き散らした放射性降下物によって、命と健康を奪われた日本の漁船員とその遺族が、その原因は操業中に受けた被ばくにあるとして船員保険（一般の労災保険）による補償を求めている裁判です。

水爆実験被ばくは第五福竜丸が知られていますが、1954 年 3 月から 5 月にかけてマーシャル諸島で行われた水爆実験により太平洋で被ばくした漁船の数は約 1,000 隻にも及びます。

被ばく船員から船員保険の適用申請を受けた全国健康保険協会は、全く聞き取りもしないまま、推計線量が労災保険の放射線業務における「外部被曝」線量に基準に達しないとして申請を「不支給」としました。しかし、漁船員は放射性降下物や汚染された海水を浴び、汚染された魚の内臓や汚染された海水を使った料理などを食べて生活していたのです。線量推計そのものが恣意的であるばかりではなく、実態調査をしないまま労災保険の外部被曝基準をもちいて、「不支給」とした判断は不当なものと言わざるを得ません。

1955 年 1 月の日米合意によって、日本政府は米国への賠償請求権を放棄し、放射能検査を打ち切り、その後の船員の健康調査も行いませんでした。若くして被ばくした漁船員たちは白血病やがん等におかされ、あるものは知らぬまま命を落とし、あるものは仕事や家族を思い沈黙を余儀なくされてきました。長きにわたって切り捨てられ、放置されてきた多くの被ばく船員に補償の道を切り拓く、歴史に残る司法判断が期待されます。

つきましては、貴裁判所に対し、以下の点を強く求めます。

【請願事項】

1. 原告らが納得する十分な実態審理を尽くしてください。
2. 被ばくに関する本件の特質、政府、そして被告（全国健康保険協会）の対応の問題点等を踏まえて、公正な判断を下してください。

名 前	住 所

※名前(姓)や住所を「カ」「同上」のように省略せずにご記入ください。 ※この署名は、個人情報保護法に基づき目的以外には使用しません。

送付先

全日本民主医療機関連合会
〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター 7F
TEL 03-5842-6451

取り扱い団体

全日本民主医療機関連合会
〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4
平和と労働センター 7F
TEL 03-5842-6451